

令和7年12月12日

津島市議会

議長 浅井英昭様

津島市議会議員政治倫理審査会

委員長 服部哲也

山田真功議員に係る審査結果報告書

令和7年11月18日付けで審査請求のあった件について、津島市議会議員政治倫理要綱（以下「要綱」という。）第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 審査の対象となった議員の氏名

山田真功 議員

2 審査請求の対象となる事由の内容

- (1) 代表監査委員に対する、権限外の答弁の強要、侮辱発言
- (2) 市職員に対する、過剰な答弁作成の要求

3 審査の経過等

別紙のとおり

4 審査結果

付託事件について審査した結果、次の結論を得た。

- (1) 「代表監査委員に対する、権限外の答弁の強要、侮辱発言」について
要綱第3条第5号と第6号の規定に違反することを、委員全員の賛成により認定した。
- (2) 「市職員に対する、過剰な答弁作成の要求」について
要綱第3条第6号の規定に違反することを、委員3名のうち2名の賛成により認定した。

5 審査結果に係る意見

上記4の審査結果に基づき、以下の措置が必要と認められる。

(1) 必要と認められる措置

「問責決議」

なお、必要と認められる措置については、「議長による厳重注意」で足りるとする少数意見があったことを申し添える。

(2) 上記の措置が必要と認められる理由

① 代表監査委員に対する、権限外の答弁の強要、侮辱発言の概要

公認会計士である代表監査委員の女性が発表した決算審査報告と審査意見に係る「質疑」の場で、井桁亮議員の不規則発言が続く中、山田真功議員は、市民病院に最も相応しい経営形態等について尋ねた。

山田真功議員が尋ねた内容は、将来の見通しや政策選択に関するものであって、令和6年度決算の認定に係る賛否を決めるために不明な点等を問い質す「質疑」の範囲を逸脱したものであった。

また、山田真功議員が尋ねた内容は、執行した事務処理の法令適合性や正確性を審査する「監査委員の職務権限」を越える「私見」を尋ねたものであった。

このため、公認会計士である代表監査委員の女性は、自分は答える立場にない等と、適切に回答した。

これに対して、山田真功議員は、誠実な答弁をしてもらいたい等と、代表監査委員の女性を非難した。

その上で、山田真功議員は、「市長には、代表監査委員の報酬を世間並みに上げてもらいたい。本当に優れた監査委員がいろいろ手を挙げてくれることを祈る。」と述べた。

これは、現在の代表監査委員は適任ではないので辞任交代を求めるという意味の発言である。

山田真功議員のこうした発言は、自らの職分を弁えて誠実に職務を遂行している代表監査委員の女性に対する「理不尽な侮辱発言」である。

② 市職員に対する、過剰な答弁作成の要求

山田真功議員は、一般質問に係る職員とのヒアリングで、毎回50問程度の質問を示し、市当局は、答弁内容の調整、検討を実施するが、山田真功議員が議場で実際に質問するのは25問程度で、その半分に過ぎない。

市当局は、ヒアリングを重ねた上で答弁案を作成し、市長の了解を得るま

でに幾度も修正が加えられ多くの労力を割いていると聞く。

山田真功議員の行為は、そうした多大な労力のうちの半分を無駄にするものであり、「働き方改革」が求められる時代に、逆行している。

また、市職員は、半分は無駄となる答弁作成作業とわかっていても、条例や予算の議決権を持つ山田真功議員の求めに応じざるを得ないことから、議員としての優越的地位を利用した「ハラスメント」としての面も併せ持つ。

さらに、山田真功議員は、市当局との事前のヒアリングでは示さなかった内容を、議場で、唐突に、市政のトップである市長に尋ねるという行為を繰り返している。

こうした質問手法は、国会における一部野党においても、しばしば見受けられるが、失言等を引き出すために議会での質問を政争の具として悪用するものであり、市政の発展のために市議会での責任ある議論を願う市民に対する背信行為である。

③ 責任の程度

山田真功議員は、既に4度の当選を重ね、監査委員の職も経験している。

このため、上記の①と②の行為が、議事運営において不適切であることを、十分知る立場にある。

したがって、期数の浅い若手議員の経験不足に起因する不注意が招いた過失とは、自ずと責任の程度が異なる。

故意に不適切な行為を行っており、強く非難されて然るべきである。

(3) 付帯意見

近時、津島市議会では、議会改革協議会において、議事運営のルールの適正化に向け、協議を積み重ねてきている。そうした中、山田真功議員には、適正化の取組みに後ろ向きの発言が見られがちである。

また、津島市議会の議事運営を妨げる井桁亮議員に対して、陳謝を求める目的で四度にわたり行われた懲罰議決については、当初より、会派の垣根を越えて多くの議員が賛同した一方、山田真功議員は、当初は反対の姿勢をとり続け、井桁亮議員を擁護したことにより、議事運営の混乱を助長した。

山田真功議員は、議長や副議長の職は未経験であるものの、既に4期を重ね、市議会の重鎮である。

山田真功議員には、今回の審査結果を真摯に受け止め、市政に携わる権能の大きさと責務の重さを深く認識し、政治倫理基準に沿って議員活動を行うことが求められる。

1 審査会の設置

津島市議会政治倫理要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき、令和7年11月18日付けで、垣見啓之議員（代表者）、西山良夫議員、宇藤久子議員、加藤哲司議員、清水基史議員の5人から調査請求書が議長に提出されたことを受け、令和7年11月25日（火）に議長は議会運営委員会に諮り審査会を設置した。

また、要綱第5条第2項の規定により、服部哲也議員、浦上文顕議員、那須幸子議員の3名が委員となった。

2 審査の経過

【第1回審査会】 令和7年11月25日（火）

1 審査請求事項の確認

調査請求書の書面を確認し、

「代表監査委員に対する、権限外の答弁の強要、侮辱発言」

「市職員に対する、過剰な答弁作成の要求」

の2件とした。

2 審査請求者からの説明

審査請求者代表の垣見啓之議員より調査請求書の説明を受けた。

3 審査手順、審査日程

- ・次回（第2回）は12月2日（火） 午後1時から第1委員会室で開催することとした。
- ・次回は「代表監査委員に対する、権限外の答弁の強要、侮辱発言」と「市職員に対する、過剰な答弁作成の要求」を審査することとした。
- ・審査請求対象者（山田真功議員）からの説明、資料提供は求めないが、必要に応じて判断することとした。

4 その他

会議の開催概要と資料は、開催結果としてホームページで公表していくことを了承した。

【第2回審査会】 令和7年12月2日（火）

1 「代表監査委員に対する、権限外の答弁の強要、侮辱発言」の審査

〈審査内容〉

要綱第3条第5号と第6号に該当する行為として認定した。

2 「市職員に対する、過剰な答弁作成の要求」の審査

〈審査内容〉

要綱第3条第6号に該当する行為として認定した。

【第3回審査会】 令和7年12月11日（木）

1 審査結果報告書の作成

審査会から議長に行う審査結果の報告内容を決定した。